

## 電子納付対象者における軽自動車税（種別割） 納税証明書（継続検査用）の内容誤りについて

電子納付により令和5年度の軽自動車税（種別割）を納付した方へ送付した、車検用の納税証明書について、有効期限が誤っていたことが判明しました。

これは、電子納付で納付した場合、領収書が発行されないため、後日納付確認が取れた方に対して、市から車検用の納税証明を送付するもので、口座振替の方にも同様の証明書を送付していますが、今回誤りがあったのは電子納付の方のみとなります。

### 1 経過

6月15日付で圧着はがきにより発送した車検用の納税証明書について、「証明書有効期限」が「令和6年5月30日」ではなく、「令和5年5月30日」となっていたことが、証明書を受け取った市民からの連絡を受けて判明したものです。

### 2 発送対象及び件数

スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト等の電子納付を利用して軽自動車税（種別割）の納付を行った方、1, 383件

### 3 原因

証明書打ち出し時にシステム入力をする際、証明書の有効期限を「令和6年5月30日」とするところを誤って「令和5年5月30日」と入力してしまったこと、また、印刷後の内容確認でも漏れてしまったことが原因です。

### 4 対応

6月21日付で、封書にて謝罪文と正しい内容の納税証明書を再送付します。

なお、至急で車検用の納税証明書が必要な方については、市民税課で車検用の納税証明書を発行して対応します（車検用の納税証明書の手数料は無料です）。

### 5 再発防止策

証明書印刷にかかるシステム入力時の内容確認及び印刷後の内容確認等について、複数職員による再確認を徹底し、再発防止につなげてまいります。

### ◎この件に関するお問い合わせ

海老名市財務部市民税課 電話 046-235-8593